

2019年8月13日

投資主各位

東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
城山トラストタワー18階
ユナイテッド・アーバン投資法人
執行役員 吉田郁夫

第10回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は本投資法人に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第10回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。投資主の皆様には、是非ともご出席を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ではございますが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年8月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、規約第15条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人規約抜粋）

規約第15条第1項及び第2項

（みなし賛成）

第15条 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなします。

2. 前項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。

敬 具

記

1. 日 時： 2019年8月29日（木曜日）午前10時00分（受付：9時30分）
2. 場 所： 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
ホテルオークラ東京 別館地下2階 「アスコットホール」
(末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案：監督役員2名選任の件
- 第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

以上

(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ではございますが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。
- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<https://www.united-reit.co.jp>) に掲載いたしますので、ご了承ください。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：規約一部変更の件

1 提案の理由

規約の表記を和暦から西暦に変更するものです。

2 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>(投資主総会の招集)</p> <p>第10条 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、役員会の決議に基づいて、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合には役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名が投資主総会を招集します。</p> <p>2. 本投資法人は、<u>平成29年</u>8月10日及びその日以後、遅滞なく投資主総会を招集し、以降、隔年ごとの8月10日及びその日以後、遅滞なく、投資主総会を招集します。また、本投資法人は、必要があるときは、随時投資主総会を招集します。</p>	<p>(投資主総会の招集)</p> <p>第10条 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、役員会の決議に基づいて、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合には役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名が投資主総会を招集します。</p> <p>2. 本投資法人は、<u>2017年</u>8月10日及びその日以後、遅滞なく投資主総会を招集し、以降、隔年ごとの8月10日及びその日以後、遅滞なく、投資主総会を招集します。また、本投資法人は、必要があるときは、随時投資主総会を招集します。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第16条 本投資法人が第10条第2項第一文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、<u>平成29年5月末日</u>及び以降、隔年ごとの5月末日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、当該投資主総会において権利を行使できる投資主とします。</p> <p>2. 本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議により定め、法令に従い予め公告する基準日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、投資主総会において権利を行使できる投資主とすることができます。</p> <p>制定 <u>平成15年10月28日</u></p> <p>改定 <u>平成15年11月20日</u> <u>平成17年8月30日</u> <u>平成19年8月30日</u> <u>平成21年8月28日</u> <u>平成22年6月29日</u> <u>平成23年8月31日</u> <u>平成25年8月30日</u> <u>平成27年8月28日</u> <u>平成29年8月28日</u></p>	<p>(基準日)</p> <p>第16条 本投資法人が第10条第2項第一文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、<u>2017年5月末日</u>及び以降、隔年ごとの5月末日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、当該投資主総会において権利を行使できる投資主とします。</p> <p>2. 本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議により定め、法令に従い予め公告する基準日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、投資主総会において権利を行使できる投資主とすることができます。</p> <p>制定 <u>2003年10月28日</u></p> <p>改定 <u>2003年11月20日</u> <u>2005年8月30日</u> <u>2007年8月30日</u> <u>2009年8月28日</u> <u>2010年6月29日</u> <u>2011年8月31日</u> <u>2013年8月30日</u> <u>2015年8月28日</u> <u>2017年8月28日</u> <u>2019年8月29日</u></p>

第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員吉田郁夫は、2019年8月31日をもって任期満了となります。つきましては、2019年9月1日付で新たに執行役員1名の選任をお願いいたしますと存じます。なお、本議案における執行役員の任期は、規約第20条第1項の定めに基づき、就任する2019年9月1日より2年とします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、監督役員の全員の同意によって本投資主総会へ提出されたものであります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び担当、並びに重要な兼職の状況	
よし だ いく お 吉 田 郁 夫 (1955年9月20日)	1979年4月	丸紅株式会社入社 海外施設部
	1981年10月	同社 イラク総合病院工事事務所
	1985年10月	株式会社マックス 出向
	1988年4月	丸紅株式会社 海外開発建設部
	1993年1月	同社 開発建設第二部
	1994年10月	同社 開発建設第二部 建設課 課長
	1996年4月	同社 開発建設第二部 住宅第三課 課長
	1998年6月	同社 開発建設本部
	1999年4月	同社 企画推進部 部長代理
	2000年4月	同社 開発建設総括部 部長代理
	2001年4月	同社 開発建設総括部 副部長
	2002年4月	同社 開発建設第二部 副部長
	2003年4月	同社 東京住宅開発第一部 部長
	2007年4月	同社 開発建設部門長補佐
	2008年4月	株式会社ダイエー 出向 (当該出向期間中、出向先の子会社である株式会社OPAへ代表取締役社長として出向)
	2009年4月	丸紅株式会社 執行役員 開発建設部門長
2009年4月	ジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社 取締役	
2011年4月	丸紅コミュニティ株式会社 代表取締役社長	
2011年4月	北海道ベニーエステート株式会社 代表取締役社長	
2014年4月	ジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社 代表取締役社長	
2017年9月	ユナイテッド・アーバン投資法人 執行役員(現職)	

- ・上記執行役員候補者は、他の法人等の代表者又は他の投資法人の執行役員等の兼務をしておりません。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。

第3号議案：補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、規約第20条第2項の定めに基づき、2019年9月1日より2年とします。

また、本議案において選任される補欠執行役員については、就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、監督役員の全員の同意によって本投資主総会へ提出されたものであります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	
が うん のり まさ 臥 雲 敬 昌 (1965年4月3日)	1990年4月	丸紅株式会社入社 大阪開発建設第二部 建設課
	1998年4月	同社 開発建設第一部 開発建設課
	1999年4月	ベニーエステートサービス株式会社 出向
	2001年1月	株式会社つなぐネットコミュニケーションズ 出向
	2005年4月	丸紅株式会社 都市開発部 都市開発第一課
	2006年4月	同社 大阪開発建設部 大阪都市開発課 課長
	2009年4月	同社 都市開発部 大阪都市開発課 課長
	2011年4月	同社 開発建設事業部 不動産管理室
	2013年4月	同社 金融・不動産投資事業部
	2013年11月	不動産アセットマネジメントチーム チーム長
	2013年11月	ジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社 取締役
	2014年4月	丸紅株式会社 金融・不動産投資事業部 部長代理 兼 不動産アセットマネジメントチーム チーム長
2015年4月	丸紅リアルエステートマネジメント株式会社 監査役	
2015年4月	International Resources Development LTD. Director	
2016年4月	ジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社 出向 取締役 チーフ・インベストメント・オフィサー	
2018年6月	同社 代表取締役社長 (現職)	

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用に係る業務を委託している資産運用会社であるジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社の代表取締役であります。その他、上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間に特別の利害関係はありません。

第4号議案：監督役員2名選任の件

監督役員秋山正明及び小澤徹夫の両名は、2019年8月31日をもって任期満了となります。つきましては、2019年9月1日付で新たに監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案における監督役員の任期は、規約第20条第1項の定めに基づき、就任する2019年9月1日より2年とします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	
1	おかむらけんいちろう 岡村憲一郎 (1971年8月18日)	1994年4月 1997年4月 2007年2月 2011年6月 2011年6月 2015年6月 2015年6月 2016年6月	みずず監査法人入所 公認会計士登録 かえで会計アドバイザー株式会社 代表取締役(現職) かえで税理士法人 代表社員(現職) CYBERDYNE株式会社 社外監査役(現職) SGホールディングス株式会社 社外監査役(現職) 兼松サステック株式会社 社外監査役 同社 社外取締役(監査等委員)(現職)
2	せきねくみこ 関根久美子 (1978年7月24日)	2005年10月 2008年4月 2010年4月 2013年4月 2014年10月 2015年4月	裁判官任官 横浜地方裁判所 判事補 「判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律」に基づく弁護士登録 横浜地方・家庭裁判所川崎支部 判事補、 川崎簡易裁判所 判事 宇都宮地方・家庭裁判所 判事補、 宇都宮簡易裁判所 判事 弁護士登録 田辺総合法律事務所入所 田辺総合法律事務所 パートナー(現職)

- ・上記監督役員候補者両名は、いずれも本投資法人の投資口を所有していません。
- ・上記監督役員候補者両名と本投資法人の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者岡村憲一郎は、かえで会計アドバイザー株式会社の代表取締役、かえで税理士法人の代表社員、CYBERDYNE株式会社の社外監査役、SGホールディングス株式会社の社外監査役及び兼松サステック株式会社の社外取締役(監査等委員)を兼務しております。
- ・上記監督役員候補者関根久美子は、田辺総合法律事務所のパートナーを兼務しております。

第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監督役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、規約第20条第2項の定めに基づき、2019年9月1日より2年とします。

また、本議案において選任される補欠監督役員については、就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

補欠監督役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	
しみず ふうみ 清水 扶美 (1979年5月19日) (注) 清水扶美氏の戸籍上の 氏名は、山崎扶美であります。	2005年10月	弁護士登録 田辺総合法律事務所入所
	2015年4月	田辺総合法律事務所 パートナー
	2015年10月	日本証券金融株式会社入社
	2018年4月	田辺総合法律事務所 パートナー復帰 (現職)

- ・ 上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記補欠監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・ 上記補欠監督役員候補者は、田辺総合法律事務所のパートナーを兼務しております。

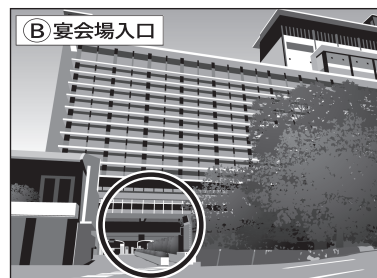
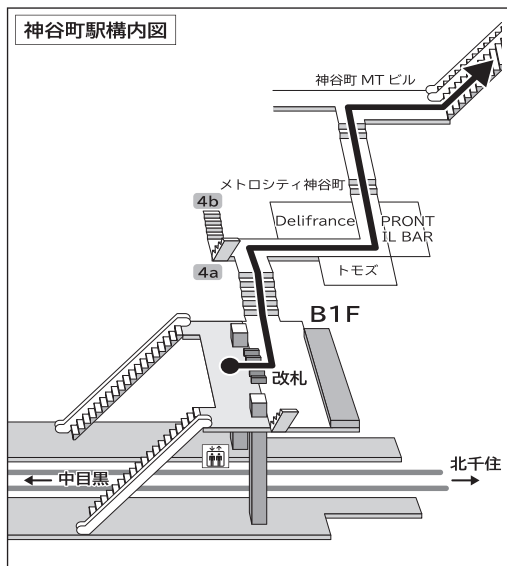
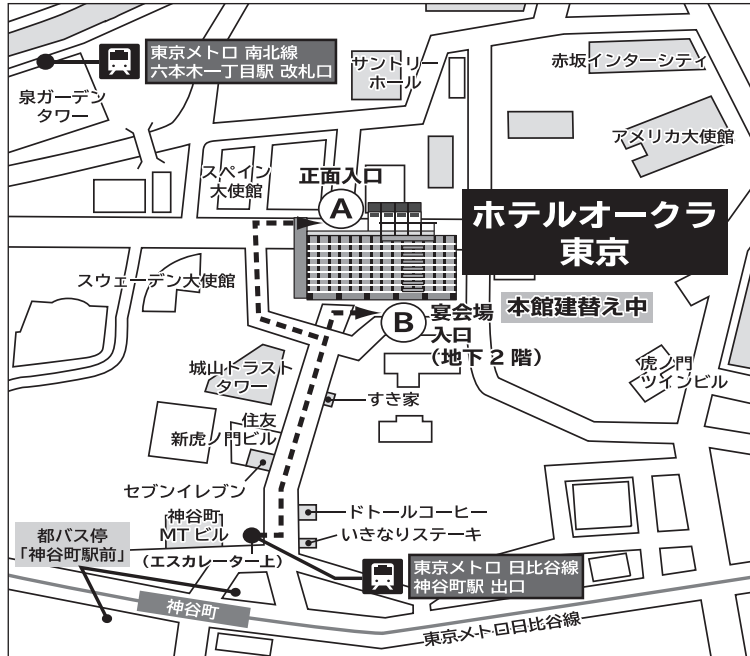
参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の規約第15条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案及び第5号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以上

投資主総会会場ご案内図

ホテルオークラ東京 別館地下2階 「アスコットホール」
東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 電話03-3582-0111



(交通)

- ・東京メトロ日比谷線 「神谷町駅」 (改札4b側) より徒歩7分
- ・東京メトロ南北線 「六本木一丁目駅」 (中央改札) より徒歩8分

お願い 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、
お車でのご来場はご遠慮願います。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。